

平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業の詳細説明書

(奈良県健康福祉部地域福祉課)

1 目的

この事業は、県内の介護保険サービス事業所及びその他の福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が、当該事業所に従事する介護職員等（以下「現任介護職員」という。）を介護福祉士試験のため実務者研修に参加させる場合に、ハローワークもしくは奈良県福祉人材センターを通じて介護・福祉関係の仕事に関心のある者を「介護補助員」として雇用し、現任介護職員の代替職員として事業所に雇用することで、今後必要とされる介護人材需要を安定的に確保するとともに、代替雇用を通じた地域におけるさらなる雇用創出を図ることを目的とする。

2 実施主体

奈良県

3 事業の委託

奈良県（以下「県」という。）は、事業所に委託して事業を実施する。

4 事業の実施期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

5 対象となる事業所

- (1) 介護保険法に基づく指定介護サービス事業所・施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所・施設（旧法施設を含む）
- (3) その他介護職員の配置が必要とされている社会福祉施設

6 代替職員の雇用対象となる現任介護職員の職種

上記5に定める対象事業所に従事する介護福祉士試験を受験する予定の介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員等の直接処遇職員とする（医師、事務職、栄養士、調理員を除く）。

7 代替職員の雇用対象となる研修

事業所が、現任介護職員を介護福祉士試験のため研修計画に基づき参加させる実務者研修とする。

なお、通学科目又は通信科目であるかは問わない。ただし、通信科目時間を研修時間を含める場合は、当該現任介護職員を勤務に従事させてはならない。

医療的ケア（喀痰吸引等）の研修に実地研修及び見学が含まれている場合は、当該実地研修及び見学を研修参加時間に含めることができる。

8 代替職員として雇用する対象者

代替職員の雇用対象者は、介護・福祉の仕事に関心のある者とする。

9 代替職員の募集

- (1) 受託者は、新たに失業者を代替職員として雇用するものとし、雇用する際に、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものを提示させ、本人が失業者であることの確認を行うものとする。
- (2) 受託者は、代替職員を雇用するに当たっては、必ずハローワークもしくは奈良県福祉人材センターに求人を行うものとする。ただし、採用は、ハローワークもしくは奈良県福祉人材センターを経由して応募した者を優先する。

10 代替職員の勤務時間

- (1) 代替職員の勤務時間は、現任介護職員が上記7に定める実務者研修に参加する時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上とする。

11 代替職員の雇用条件等

- (1) 代替職員の雇用期間は、連続して2ヵ月以上とし、年度末を雇用期間の終期とする。
- (2) 代替職員の給与は月払いとし、1月当たりの支給額上限は、別表のとおりとする。
- (3) 通勤手当については、支給する。
- (4) 雇用に当たっては、社会保険及び雇用保険等への加入を行い、事業主負担分についても受託料に算入する。
- (5) 代替職員が従事する業務は、研修に派遣する現任介護職員が現に従事する業務も含め、当該事業所における介護に関する業務とする。

12 委託契約に至るまでの手続き

事業の受託を希望する法人の委託契約に至るまでの手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の受託を希望する法人は、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業受託希望書」（第1号様式）を奈良県健康福祉部地域福祉課長（以下「地域福祉課長」という。）に提出する。
- (2) 事業の受託を希望する法人は、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業受託希望書」の提出に際し、ハローワーク又は奈良県福祉人材センター（以下「ハローワーク等」という。）への求人申込みを行っていない限りならない。新たに雇用する介護職員の募集については、必ず公開して行うものとし、

直接募集による雇用は認めない。

- (3) 事業の受託を希望する法人は、ハローワーク等において、新たに雇用する介護職員について斡旋・紹介があった場合、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業受託に係る新規に雇用する介護職員の報告書」（第2号様式）、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修代替要員の確保事業予算書」（第3号様式）及び「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業研修計画書」（第3-2号様式）を地域福祉課長に速やかに提出すること。
 - (4) 県は、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業受託にかかる新規に雇用する介護職員の報告書」、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修代替要員の確保事業予算書」及び「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業研修計画書」を受理した場合において、当該法人との委託契約が適当と認めるときは、委託契約を締結するものとする。
- 2 本事業に係る委託契約の締結については、原則として、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業受託に係る新規に雇用する介護職員の報告書」、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修代替要員の確保事業予算書」及び「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業研修計画書」を県が受け付けた法人の順とし、県予算額の範囲内での受付とする。
 - 3 代替職員を雇用した事業所は、代替職員の雇用終了後、原則として2週間以内に、「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業実績報告書」（第4号様式）に「平成25年度介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業研修実績書」（第4-2号様式）、経費報告書（第5号様式）、労働者名簿（第6号様式）及び対象研修を修了したことが確認できる書類等を添付して県に提出しなければならない。

13 委託料

委託期間中の代替職員の雇用期間（当初雇用していた者が離職した後、新たに代わりの者を雇用した場合は、それぞれの雇用期間を通算した期間。）に応じて別表で定める額を上限とし、第11の(2)対象金額の月額については、第12の(3)「介護職員人材育成事業予算書」に記載する額又は別表に定める月額のいずれか低い方の金額とする。代替職員の人件費以外の経費に充てることはできないものとする。

なお、新たに雇用する代替職員の人件費（賃金、賞与、通勤手当等の諸手当、社会保険料にかかる事業主負担分）の全体事業費に占める割合は概ね70%以上とする。

- 2 委託料については、新たに介護職員を雇用する場合を除き、これを増額する変更契約を原則として認めない。

14 提出書類

委託契約に際して、事業の受託を希望する法人は、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業受託に係る新規に雇用する介護職員の報告書（第2号様式）
- (2) 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業予算書（第3号様式）
- (3) 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業研修計画書（第3-2号）

附 則

- 1 この説明書は、平成25年5月14日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表

委託期間中の代替職員の人件費	上限額
1ヶ月あたり	200,000円

※ただし、

- ①雇い入れる失業者との雇用契約の締結日が、月の途中である場合には、当該月の雇い入れにかかる賃金は、事業受託者の負担とする。
- ②雇用契約を締結した失業者が、委託契約中に月の途中で離職する場合には、当該月の賃金は日割り計算とし、事業委託者の負担とする。
離職に伴い、新たな失業者を月の途中で雇い入れた場合も同様に事業委託者の負担とする。